

第9回津家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時
平成19年11月15日(木)午後1時15分～午後4時20分
- 2 開催場所
津家庭裁判所B館4階大会議室
- 3 出席者
(委員)
上島誠子, 上廣正男, 河瀬由美子, 倉田明子, 高田健一(委員長), 寺尾正紀, 橋本一男, 長谷川槇子, 松林孝之, 森田明美, 山本哲一(五十音順, 敬称略)
(事務担当者)
少年事件担当裁判官, 事務局長, 首席家裁調査官, 次席家裁調査官, 首席書記官, 主任書記官, 総務課長
- 4 議事
 - (1) 開会の言葉
 - (2) 所長あいさつ
 - (3) 新任委員の紹介
 - (4) 委員長互選
 - (5) 委員長代理の確認
 - (6) 少年審判手続についての説明
 - (7) 事件の動向, 保護的措置の現状等の説明
 - (8) 意見交換
今回のテーマである「少年審判について」の意見交換の要旨は, 別紙のとおり
 - (9) 次回の意見交換のテーマについて
「裁判員裁判における評議について」
 - (10) 次回開催日 平成20年7月3日(木)午後1時15分
 - (11) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨(委員長, 委員, 事務担当者)

少年事件の事件数は減ってはいるが, 少年の人口も減っていることから, 少年の人口と比較して事件数の多寡を考える必要があるのではないか。

ジュリストの記事からは, 人口当たりの刑法犯の検挙率は, 昔に比べて顕在化, 深刻化しているようにみることができる。

ぐ犯というのは, どういうことをいうのか。

保護者の正当な監督に従わず, 犯罪性が大きいことをいう。家出を繰り返す, 家に寄りつかず, 反社会的な組織に加入して活動しているなど, 犯罪に結びつく可能性が高く, また, 警察は捜査をしていないが, 実際, 盗みや暴力行為を繰り返しているような場合などをいう。

少年審判手続において, 直ちに処分を決めることが困難な場合に試験観察に付されるということであるが, 直ちに決められない場合というのは, どのような場合か。試験観察中は, どのような点に着目しているのか。

少年が働いていて, その収入で家族の生計を立てており, 少年が少年院に送致されると家族の生活が立ち行かない場合などが, その一例として考えられる。試験観察に付す場合には, 家庭裁判所調査官が, 保護者や裁判官と相談して少年との間で約束事を決め, その約束が守られるかどうか大きなポイントになる。

試験観察段階で児童自立支援施設に預け, 同施設で適切に教育できると判断できた後に, 少年を児童自立支援施設に送致するという処分を決定するという方法は採れないか。

試験観察は, 少年を社会内で更生させる途を考えるという方法である。これは少年を預かってくれる協力者 = 社会資源が必要であるとともに, 少年が社会の中で立ち直る見込みがあることが必要である。見込みがない場合には, 試験観察に付す意味がない。

なお, 児童自立支援施設で教育できない場合には少年院へ送致する, つまり少年院送致の是非を判断する前提としてなら, 児童自立支援施設に預けることは可能かもしれない。

先ほどの調査官の説明では被害者の立場に立って考えてもらうようにロールレタリング, ロールプレイングの方法を採り入れているとのことであったが, 良い方法であると思う。これには親も参加すると良いと思う。なお, すべての事件において, この方法を採っているのか。

ロールレタリング等の方法は, どちらかという重いケースで使用されていると認識している。ロールレタリング等の方法によらないまでも, 謝罪に際して, どのような言葉で謝るのかを少年自身に考えてもらうなどしている。

これまでに抱いてきた少年審判のイメージは, さきほど説明を受けた少年審判と違うものであったか。

説明を受けて、思いのほか不開始や不処分が多いという感想をもった。どのような事件が不開始、不処分になっているのか、事件の軽重との比較上、それでよいのかどうかは分からないが、不開始や不処分とされたものの再犯率がどうなっているのか心配である。

不処分や不開始とすることにつき、裁判所の処分は甘いということが言われることがあるが、委員の今の感想はどうか。

保護観察に付された少年についてみると、かなり非行を繰り返している場合が多い。少年の育成には、家庭環境が大きく影響するので、家庭環境についてうまく整えられればと思う。

不処分や不開始とした少年の再犯率のデータはあるのか。

保護的措置として行っている海岸清掃に参加した少年について調査した結果、再犯率はかなり低い。ただ、警察署の生活安全課などで聴くところによると、再犯率は高くなってきているとのことであった。

処分が甘いから、再犯につながるという分析はあるのか。

処分が甘いか否かというのは、感覚的な部分もある。再犯に関してみると、一人で何件も繰り返す少年もいるが、一度家裁で審判を受けて後は再非行がないという少年が大多数である。甘いか否かという点については、全体で見ていくということも必要である。

少年の処分は非行の進度や家庭の環境を勘案して決めていく。例えば、非行を何度も繰り返し、規範意識が薄く、非行に抵抗感が薄れていて、反省を促しても効き目がない場合には保護観察、さらに、家庭環境の崩れや非行の進度が増している場合には、少年院送致処分とするのであって、犯した罪を中心として刑を決める成人の刑事事件とは異なるものである。

少年の場合、両親が保護観察について理解し協力してくれると早く更生できる。保護観察所は身元引受人に対し、厳しく指導しているが、裁判所は保護者に対して、どのような指導をしているのか。

家庭裁判所では、保護者と面接し、家族関係をはじめ、保護者が少年をどのように指導してきたかなどを聴く。保護者が子供にどこまで関われるかは、収入をはじめとする生活環境によって異なるが、現状ではできないにしても少しでもできるように裁判所と保護者で一緒に考えるようにしている。問題点を明らかにして、保護者が自ら考えることを支援するようにしている。

少年の身柄を拘束している事件の場合には、4週間以内に審判をしなくてはならないので、面接調査の回数も限られるが、試験観察の場合などには、定期的に少年と面接し、時間を掛けて保護者への働きかけを行っている。

また、被害を考える教室には保護者にも出席してもらい、これまでと違う視点を持ってもらうようにしており、他にも様々な機会に保護者に別の認識をもってもらうよう働きかけている。

裁判所は判断機関であるため、処分が確定した後における少年への働きかけは困難である。

非行を犯した少年でも社会奉仕で接すると、純粋な気持ちを失っていないと感じる。社会奉仕活動の中で、「ありがとう」、「すみません」などと声を掛けられると、彼らも明るい気持ちになる。そのような機会がたくさん提供され、子供たちの心が変わると凶悪な犯罪も減ると思われる。

心が触れ合い、感動する機会を与えることが大切である。

子供たちの将来を考えると、非行を犯しても一度は許すということは大切であろう。しかし、一方で心配な家庭も多く、ただ帰せばよいというものでなく見守りがあったほうがよい。心の手当が必要であり、地域で見守る場所が必要である。

家庭裁判所としては、海岸清掃などの保護的措置を行うことはできても、その後、継続的に見守っていくことは難しく、社会で見守ることも大切であると思うが、どのような方法が考えられるだろうか。また、更生や教育を考えた場合に、少年院に送致するなど、厳しいと感じられる処分を選択すべきという意見もあるし、一方で、福祉的、教育的なことから考えると厳しい処分を課するのではなく、社会内で更生させる方がよいのではないかとの意見もある。社会の中で更生させるにしても、裁判所としては選べる処分の種類が少ないという現状もある。ところで、社会の中で少年の様子を観る試験観察という制度があり、少年を試験観察に付すと一、二か月から半年の間少年を預かってもらっている。その預け先を補導委託先というが、現在、その補導委託先が少ない状況にある。必要な補導委託先を開拓するにはどのようなことが有効か。

更生保護施設があり、そこも補導委託先となっている。

地域も育っていない。地域の子供を自分たちで育てるという意識が薄れてきている。子供会やPTAの活動に参加するのも嫌だという親も多くなってきており、難しい現状にある。

一方、万引きなどをする子どもには、自尊心がない場合が多い。しかし、そのような子供も声を掛け、ほめると変わる。民生児童委員をうまく活用してもらうことも考えていただくとよいのではないか。

家裁委員には少年事件においても、補導委託先などの社会的資源が必要であるということを広報していただくと有り難い。また、そのような社会資源をご存じであればご紹介いただきたい。

社会資源が必要であることを知らない人が圧倒的である。これはアピールが足りないからだと思う。少年事件は報道されないこともあるが、これは少年のプライバシーの関門もあるので、このような情報提供に関し、壁を乗り越えて考えていく必要がある。

里親制度があり、非行をした子供を預かっているところもある。居場所作りが大切である。

非行をした子供をボランティアとして受け入れている老人ホームもある。保育所に高校生が半年間通ったことがあった。命と関わることによって半年後、その高校生はおおらかになり、子供を大切にみるような人になった。そういったことで保育所はどうか。児童養護施設も人手が足りない。また、そういう施設での受け入れが困難であるというのであれば、動物などに関わる場所はどうか。

報道機関は大きな事件が起きたときしか報道しない。当初、報道された動機が母との仲が悪いこととされていたが、後に出版された本では父との関係が問題となっていたということもあった。少年事件の場合、一部分しか情報が提供されず、途中経過などが表に出ないので、事件において社会が教訓を得ることが今の制度ではできない。

大きな事件が起きたときに、それがどのような事件であったか見えてこないと社会は不安になるし、社会が勉強することもできない。被害者参加に関し、問題となっているのは、被害者がその事件の実態が分からないということが出発点となっていた。少年審判においても、国民の信頼を得るためには、少年審判がどのようなことを一般的にやっているのかということ発信しないといけないと思う。

少年のプライバシーに関わる情報が外に出ると、少年が社会に戻ってくることができなくなるという意見もある。

公開の必要性についても理解できるが、家族関係が暴露されるなどすると、家族や、場合によると被害者が傷つくこともあるので、抵抗がある。

公開されることにより傷つくこともあるが、公開されないことにより傷つくこともある。

憶測で報道されることにより、傷つくことがあるのではないか。

憶測が記事に書かれるのは、公開されないことが原因であり、公開されると記事は正確になるのではないか。

情報を得ることにより、予防ができるという意見があるように、重大事件の公表の是非に関し、事件に関する分析の必要性等もいわれている。その点に関してはどうか。

かつて虐待を受けた子供が非行に走る場合が多いが、自尊心が欠如しているからであろう。また、発達障害なども、非行の要因となっている場合があり、このような分析が大切である。

そのような内容を明らかにするのは、プライバシー侵害の問題が生じる。